

# 合併処理浄化槽設置整備事業 補助申請手続きについて



熊取町住民部環境課

# 合併処理浄化槽補助申請手続き

※設置届出前に補助対象地域を確認してください。

※補助金には限りがありますので、申請前に必ずご確認ください。

## 1. 補助金交付申請書（様式第1号）の提出（交付要綱第5条関係）

[添付書類]

- ①審査機関（府建築指導室・泉佐野保健所）を経た浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③浄化槽の設置工事請負契約書の写し（印紙が貼付され、請負者の契約不適合責任が明記されたものであること）
- ④住宅等を借りている場合、賃貸人の承諾書（様式第2号）
- ⑤設置者と土地所有者が異なる場合、土地所有者の同意書（様式第3号）
- ⑥その他
  - ・国庫補助指針に適合することを証明する登録証の写し
  - ・登録浄化槽管理票C票
  - ・誓約書（浄化槽設置後、下水道整備されたときに下水道へ接続する旨の誓約）
  - ・浄化槽設置費用の見積書の写し（工事代金の詳細が明記されたものであること）

## 2. 現場確認（交付要綱第9条関係）

次の各施工時に職員が立会います。事前に希望日時をご連絡ください。

- ①中間検査⇒浄化槽を埋設する時
- ②完了検査⇒浄化槽の設置完了時

## 3. 補助金の交付決定（交付要綱第6条関係）

補助金の交付が決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知し、補助金を交付しないと決定した場合には、補助金不交付通知書（様式第6号）により通知します。

## 4. 実績報告書（様式第8号）の提出（交付要綱第8条関係）

実績報告書は、事業完了日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、添付書類を添えて提出してください。

[添付書類]

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査契約書等（浄化槽法第7条、第11条）の写し

③浄化槽設置工事施工写真（浄化槽法、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令等を遵守していることを証する写真であること）

- ・浄化槽設備士が実地に監督していることを示す写真（浄化槽法第29条）
- ・標識写真（浄化槽法第30条）
- ・基礎工事の状況を示す写真（不等沈下防止措置を講じていること）
  - ア．栗石地業の写真（栗石のつき固め及びスケール等により深さがわかるもの）
  - イ．コンクリート打設後の写真（スケール等でコンクリート厚のわかるもの）
- ・据付工事の状況を示す写真（水張りを行い、浄化槽本体の水平を確認し埋め戻し作業を行っている事がわかる写真とし、以下の道具等が写っていること）
  - ア．本体の水平を確認するための水準器（これに代えて、水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でもよい）
  - イ．埋め戻しの高さを示すスケール
  - ウ．水張り用・水じめ用ホース
  - エ．つき固め器具（つき棒、ランマー等）
  - オ．埋め戻しの土砂（浄化槽本体を傷つけるおそれのある石などを含んでいないこと）
- ・かさ上げの状況を示す写真（マンホール蓋からバルブ操作が可能であることがわかるものとし、そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離がわかるようにスケールをあてた写真であること）
- ・コンクリートスラブ打ちの写真

④浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類（施工状況報告書写し。なお、設置業者に施工管理資格がない場合は、保健所意見欄に立会時のサインが記入されていること）

⑤全国浄化槽団体連合会の保証登録証（工事完了日が記入されていること）

⑥浄化槽設置工事費の領収書の写し

⑦浄化槽を設置した住所に居住していることを示す住民票記載事項証明書または、これに類する書類

⑧その他

- ・浄化槽使用開始報告書（別添様式）

## 5. 補助金の交付確定（交付要綱第10条関係）

完了検査及び実績報告提出の後、適切であれば、補助金交付額確定通知書（様式第9号）を補助対象者に通知します。

## 6. 補助金の支払（交付要綱第11条関係）

補助金交付額確定通知書を受理した設置者は、補助金交付請求書（様式第10号）により補助金の交付を請求してください。

## 7. その他

補助対象工事は、大阪府に登録された浄化槽工事業者により施工すること。